



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月31日火曜日 第698号外1

◇ 目 次 ◇

条 例

○ 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課） …… 1

規 則

○ 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） ……32

告 示

○ 愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車税の納税地の指定……………（税務課） ……32

○ 知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務の一部改正……………（ ） ……32

訓 令

○ 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（税務課） ……33

条 例

○愛媛県条例第19号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 省略	第1章 省略
第2章 賦課徴収	第2章 賦課徴収
第1節 普通税	第1節 普通税
第1款～第7款 省略	第1款～第7款 省略
第8款 <u>自動車税（第42条一第47条の2）</u>	第8款 <u>自動車税</u>
	第1目 <u>通則（第42条一第42条の3）</u>
	第2目 <u>環境性能割（第42条の4一第42条の7）</u>
	第3目 <u>種別割（第43条一第47条の2）</u>
第9款～第11款 省略	第9款～第11款 省略
第2節 省略	第2節 省略
第3章～第5章 省略	第3章～第5章 省略
附則	附則
（徴収金の納付等）	（徴収金の納付等）
第6条 省略	第6条 省略
2 省略	2 省略
3 徴収金の納付、納入又は払込みは、知事が定める様式の納税通知書又は払込書によらなければならない。ただし、 <u> </u> 、第47条第2項及び第3項、第47条の2又は第64条の規定による徴収金の納付にあつては、この限りでない。	3 徴収金の納付、納入又は払込みは、知事が定める様式の納税通知書又は払込書によらなければならない。ただし、 <u>第42条の6</u> 、第47条第2項及び第3項、第47条の2又は第64条の規定による徴収金の納付にあつては、この限りでない。
（寄附金税額控除）	（寄附金税額控除）
第14条の2 省略	第14条の2 省略
2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支	2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支

買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割を課する。

第2目 環境性能割

(自動車税の環境性能割の税率)

第42条の4 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。)が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この項及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項及び第4項において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち

ち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地

方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるもの（以下この号及び次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（次項第3号オ(ア)において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第3号オ(ア)において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第6項において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。
- 2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の2とする。
- (1) 次に掲げるガソリン自動車
- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車
- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車
- ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア、イ及びオに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、イ及びエに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	令和12年度以降	平成22年度以降
第1号 ア(イ)	以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80	以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の173
第1項 第1号 ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の184
第1項 第1号 イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項 第1号 オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
第2項 第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
第2項 第1号 ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162

第2項 第1号 イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項 第1号 エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて、平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。次項において同じ。）を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 ア(イ)	令和12年度以降 令和12年度基準エネルギー消費効率」という。） に100分の80	令和2年度以降 令和2年度基準エネルギー消費効率」という。） に100分の116
第1項 第1号 ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）	令和2年度基準エネルギー消費効率
第1項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第1項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第1項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第1項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の116
第1項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123
第2項 第1号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第2項 第1号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項 第2号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項 第2号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項 第3号 ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項 第3号 イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109

6 第1項（第3号キに係る部分に限る。）及び第2項（第3号オに係る部分に限る。）の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度以降」とあるのは「平成27年度以降」と、「次項及び第6項」とあるのは「次項第3号オ(イ)」と、「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。）とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

（自動車税の環境性能割の申告納付の期限）

第42条の5 自動車の取得者がなすべき申告納付の期限は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までとする。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号及び第74条第2項において「移転登録」という。）を受けらるべき自動車 当該移転登録を受けらるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けらるべき自動車 当該変更記録を受けらるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

（自動車税の環境性能割の納付の方法）

第42条の6 自動車税の環境性能割の納税義務者は、申告に係る環境性能割額を納付する場合（税額に合わせて延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書に県が発行する証紙を貼つてしなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、証紙を貼

ることに代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を、申告書に証紙代金収納計器によつて表示して、又は現金で納付することができる。

（自動車税の環境性能割の減免）

第42条の7 知事は、次に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により、自動車税の環境性能割を減免することができる。

- (1) 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車又は三輪以上の軽自動車（道路運送車両法第3条に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となつてゐる物として令で定めるものを含む。）をいう。）に代わるものと認められる自動車を当該災害のやんだ日以後6月以内に取得した場合における当該自動車
- (2) 取得した自動車とその取得後2月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車
- (3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」と総称する。）身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（営業用のものを除く。）のうち、当該身体障害者等（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者を含む。）が取得したもので必要と認めたもの
- (4) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車（営業用のものに限る。）で必要と認めたもの
- (5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車が必要と認めたもの
- (6) 前号に定めるものを除くほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（次号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認めたもの
- (7) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の自動車（身体若しくは精神に障害を有するため、又は高齢のため歩行が困難である者のために専ら使用されるものに限り、第5号の規定の適用を受けるものを除く。）で必要と認めたもの
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車が必要と認めたもの

第3目 種別割

（自動車税の種別割の税率）

第43条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 省略

2 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前項第2号に定める額に、当該トラックの営業用又は自家用の別及び総排気量に応じそれぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

省略

3・4 省略

（自動車税の種別割の賦課期日）

第44条 自動車税の種別割の賦課期日は、4月1日とする。

（自動車税の種別割の納期）

（自動車税_____の税率）

第43条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税_____の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) 省略

2 トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税_____の税率は、前項第2号に定める額に、当該トラックの営業用又は自家用の別及び総排気量に応じそれぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

省略

3・4 省略

（自動車税_____の賦課期日）

第44条 自動車税_____の賦課期日は、4月1日とする。

（自動車税_____の納期）

第45条 自動車税_____の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 自動車税_____の賦課期日後に納税義務が発生したものに係る自動車税_____で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、随時とする。

(自動車税_____の課税免除)

第46条 次に掲げる自動車に対しては、自動車税_____を課さない。

(1)～(4) 省略

(自動車税_____の減免)

第46条の2 知事は、次に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税_____を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」と総称する。）が所有する自動車（営業用を除くものとし、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（第80条第3項において「身体障害者等自動車」という。）のうち、必要と認められたもの（1台に限る。）

(2)・(3) 省略

2 知事は、自動車税_____の賦課期日において、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する自動車（修理等のため、展示することができないものを除く。）であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税_____については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税_____の年額の12分の3に相当する額（当該自動車税_____の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第157条第2項_____の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税_____に相当する額）を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 自動車税_____について滞納がある者又は減額を受けようとする年度の自動車税_____について納期限内に納付していないものがある者

(2)・(3) 省略

3 知事は、天災その他の災害により損傷した自動車であつて、当該損傷のために運行の用に供することができなくなったものに対して課する自動車税_____（当該自動車を運行の用に供することができなくなった日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税_____に限る。）については、当該自動車の修理に要する費用の額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。）が当該自動車税_____の年額に相当する額を超える場合に限り、納税義務者の申請により、当該自動車税_____の税額の2分の1に相当する額を減額することができる。

(自動車税_____の徴収の方法)

第45条 自動車税の種別割の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 自動車税の種別割の賦課期日後に納税義務が発生したものに係る自動車税の種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、随時とする。

(自動車税の種別割の課税免除)

第46条 次に掲げる自動車に対しては、自動車税の種別割を課さない。

(1)～(4) 省略

(自動車税の種別割の減免)

第46条の2 知事は、次に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税の種別割を減免することができる。

(1) 身体障害者等

_____が所有する自動車（営業用を除くものとし、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（第80条第3項において「身体障害者等自動車」という。）のうち、必要と認められたもの（1台に限る。）

(2)・(3) 省略

2 知事は、自動車税の種別割の賦課期日において、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示する自動車（修理等のため、展示することができないものを除く。）であつて、道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに当該中古自動車販売業者が所有者及び使用者として記録されているものに対して課する自動車税の種別割については、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車税の種別割の年額の12分の3に相当する額（当該自動車税の種別割の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、法第177条の10第2項_____の規定により、その消滅した月まで月割をもつて課されることとされる自動車税の種別割に相当する額）を減額することができる。ただし、当該中古自動車販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 自動車税の種別割について滞納がある者又は減額を受けようとする年度の自動車税の種別割について納期限内に納付していないものがある者

(2)・(3) 省略

3 知事は、天災その他の災害により損傷した自動車であつて、当該損傷のために運行の用に供することができなくなったものに対して課する自動車税の種別割（当該自動車を運行の用に供することができなくなった日以後最初に納期限の到来する年度の自動車税の種別割に限る。）については、当該自動車の修理に要する費用の額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。）が当該自動車税の種別割の年額に相当する額を超える場合に限り、納税義務者の申請により、当該自動車税の種別割の税額の2分の1に相当する額を減額することができる。

(自動車税の種別割の徴収の方法)

第47条 自動車税_____の徴収は、普通徴収の方法による。

2 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（次条及び第74条第2項において「新規登録」という。）の申請があつた自動車について法第157条第1項_____の規定により課する自動車税_____の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 自動車税_____の納税者は、前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税_____については、法第160条第1項_____の規定により提出する申告書に県が発行する証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、申告書に証紙代金収納計器によつて証紙の額面金額に相当する金額の表示をすることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して申告書に納税済印の押印_____を受けることにより証紙に代えることができる。

（自動車税_____の徴収の方法の特例）

第47条の2 自動車税_____の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項_____の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税_____を地方税法施行規則で定める方法により徴収することができる。

（納税管理人の申告等）

第66条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税_____、鉦区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税_____、鉦区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人

第47条 自動車税の種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

2 新規登録_____

_____の申請があつた自動車について法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 自動車税の種別割の納税者は、前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税の種別割については、法第177条の13第1項の規定により提出する申告書に県が発行する証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合には、申告書に証紙代金収納計器によつて証紙の額面金額に相当する金額の表示をすることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付して申告書に納税済印の押印_____を受けることにより証紙に代えることができる。

（自動車税の種別割の徴収の方法の特例）

第47条の2 自動車税の種別割の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第177条の13第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録_____の申請をした際に、当該登録_____の申請に係る自動車に対して課する自動車税の種別割を地方税法施行規則で定める方法により徴収することができる。

（納税管理人の申告等）

第66条 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割、鉦区税若しくは固定資産税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、納税地を所管する地方局の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所（以下この条において「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から15日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から15日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から15日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者に係る法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税の種別割、鉦区税若しくは固定資産税又は当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて申請書を知事に県内に住所等又は寮等を有しなくなつた日から5日以内に提出してその認定を受けたときは、納税管理人

を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(自動車税_____の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第74条 法第160条第1項_____の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第146条第2項の使用となつた場合又は同項の使用でなくなつた場合

(6) 省略

2 自動車税_____の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日以内に法第160条第1項_____に規定する申告書(次項において「申告書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、当該事実が発生した日から15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をしたときは、この限りでない。

3 自動車税_____の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(県税の減免申請)

第80条 省略

2 省略

3 _____第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに_____

_____, 証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳。以

を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(自動車税の種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第74条 法第177条の13第1項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第146条第3項の使用となつた場合又は同項の使用でなくなつた場合

(6) 省略

2 自動車税の種別割の納税義務者は、前項各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日から15日以内に法第177条の13第1項に規定する申告書(次項において「申告書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、当該事実が発生した日から15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は_____移転登録の申請をしたときは、この限りでない。

3 自動車税の種別割の納税義務者は、申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(自動車税の環境性能割の徴収猶予の申告)

第76条の2 法第164条第2項の規定により自動車税の環境性能割の徴収猶予を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称、当該譲渡担保財産により担保される債権の弁済期日その他知事が必要と認める事項を記載した申告書に当該譲渡担保財産が6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証するに足りる書類を添付して、法第160条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(自動車の取得報告)

第76条の3 自動車の取得者は、その取得価格が自動車税の環境性能割の免税点以下である場合においては、法第160条第2項に規定する報告書を第42条の5各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。

(県税の減免申請)

第80条 省略

2 省略

3 第42条の7第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法により徴収されるものにあつては第42条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあつては、戦傷病者手帳。以

下この項において同じ。) 、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(これに準ずるものとして知事が別に定めるものを含む。)の提示(対面以外の方法により当該申請書を提出する場合のこれらを複写したものの提出を含む。)をしなければならない。

(1)～(7) 省略

4 第46条の2第1項第3号又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 減免を受けようとする自動車税_____の年度及び税額

(3)・(4) 省略

5 第46条の2第3項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 減額を受けようとする自動車税_____の年度及び税額

(2)～(4) 省略

(5) 自動車税_____を納付済みである場合においては、その納付先及び納付年月日

第5章 罰則

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第20条の5第1項、第67条、第67条の3第1項、第74条第2項から第4項まで、第75条若しくは第76条又は法第72条の55第1項若しくは第3項_____の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

附 則

(個人の県民税の税額控除の特例)

第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

下この項において同じ。) 、知事の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(これに準ずるものとして知事が別に定めるものを含む。)の提示(対面以外の方法により当該申請書を提出する場合のこれらを複写したものの提出を含む。)をしなければならない。

(1)～(7) 省略

4 第46条の2第1項第3号又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 減免を受けようとする自動車税の種別割の年度及び税額

(3)・(4) 省略

5 第46条の2第3項の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、納期限後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 減額を受けようとする自動車税の種別割の年度及び税額

(2)～(4) 省略

(5) 自動車税の種別割を納付済みである場合においては、その納付先及び納付年月日

第5章 罰則

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 省略

(2) 第20条の5第1項、第67条、第67条の3第1項、第74条第2項から第4項まで、第75条若しくは第76条又は法第72条の55第1項若しくは第3項若しくは第160条第1項の規定により県税の賦課徴収について申告又は報告をすべき者で、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつたもの

2 省略

附 則

(個人の県民税の税額控除の特例)

第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- (1) 省略
- (2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項_____及び附則第7条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第5項_____及び附則第5条の5第2項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 2 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

- 第7条の4** 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(第3項及び次条第3項において「居住年」という。)が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第1項_____に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第15条及び第16条の規定の適用については、第15条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第7条の4第1項_____」と、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第7条の4第1項_____」とする。
- 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3

- (1) 省略
- (2) 当該納税義務者の第13条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- (3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項及び附則第5条の5第2項の規定に係る市町の条例の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 2 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

- 第7条の4** 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条及び附則第7条の4の3において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第15条及び第16条の規定の適用については、第15条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第7条の4第1項」と、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第7条の4第1項」とする。
- 3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合(同条第4項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。
- 第7条の4の2** 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は_____平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第15条及び第16条の規定の適用については、第15条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第7条の4の2第1項」と、第16条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条から前条まで及び附則第7条の4の2第1項」とする。
- 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3

年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは、「法附則第5条の4第3項」の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、同条第1項

_____中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における前条の規定の適用については、同条第1項_____中「法附則第5条の4第1項」とあるのは、「法

_____附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第7条の4の3 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の4第3項及び前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除)

第7条の7 省略

2 前項の申告特例控除額は、第14条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第13条第8項に規定する課税総所得金額から第14条第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る

年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは、「法附則第5条の4の2第3項」の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第7条の4の3 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律_____第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とする。

_____中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律_____第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される同法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

_____附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第7条の4の4 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の4の2第3項及び前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

(寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除)

第7条の7 省略

2 前項の申告特例控除額は、第14条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第13条第8項に規定する課税総所得金額から第14条第1号アに掲げる金額_____

所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

省略

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第9条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所

を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

省略

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

2 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例）

第9条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所

得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項_____及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項_____及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所

得（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第9条の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第10条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第10条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条第1項の規定による県民税の所

得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項_____及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

の4第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項 _____ 及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条及び附則第7条の4第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

6 省略

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第16条の6 省略

2 省略

4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第5項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条の4第1項及び附則第7条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに同項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の5第3項に規定する条約適用配当等の額（租税条約等実施特例法第3条の2の2第8項第4号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2)・(3) 省略

6 省略

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第16条の6 省略

2 省略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には_____

_____、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで（これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条（震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項（これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。）」として、_____附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた_____

_____附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

5 省略

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（軽油引取税の課税免除等の特例）

第22条の4 省略

2 省略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで（これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条（震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項（これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。）」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

5 省略

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

（軽油引取税の課税免除等の特例）

第22条の4 省略

2 省略

3 法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者のうち法附則第12条の2の8第1項 _____ の規定の適用を受けた者は、同条第5項の規定による帳簿を当該年度経過後5年間保存しなければならない。

3 法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者のうち同法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者は、同条第5項の規定による帳簿を当該年度経過後5年間保存しなければならない。

(軽油引取税の税率の特例)

第22条の5 軽油引取税の税率は、第41条の2の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第22条の6 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第39条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第40条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第39条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第39条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第40条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第39条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第22条の7 前条の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(自動車税の環境性能割の非課税に係る路線)

第22条の8 法附則第12条の2の10の条例で定める路線は、次の各号のいずれにも該当する路線とする。

(1) 地域公共交通の確保及び維持のために国の補助を受けて県が交付する地域公共交通確保維持改善事業費補助を受けて一般乗合用のバスを運行する路線

(2) 知事が地域住民の生活に必要と認めた路線

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第22条の9 営業用の自動車に対する第42条の4第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

(自動車税 _____ の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車

(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び次条第3項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。第1号及び次条第3項において同じ。)並びに家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、キャンピング車、第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税_____に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。)に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で地方税法施行規則で定めるものに適

(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び同条第3項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号及び次条第3項において同じ。)並びに家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、キャンピング車、第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第42条の4第1項第1号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第2号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに最初の第42条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第42条の4第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 省略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第42条の4第1項第1号ア(ア) aに規定する排出ガス保安基準 _____で地方税法施行規則で定めるものに適

合するもの又は同条第1項 _____の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた _____ 排出ガス保安基準で同省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車 _____

合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの _____ にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた第42条の4第1項第1号ア(ア)に規定する排出ガス保安基準で同省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。）

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第1号ア(ア)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア(イ)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号ア(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第2号ア(ア)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア(イ)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、第42条の4第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第3号ア(イ)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

省略

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第43条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合

省略

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条第1項第1号の表営業用の項及び同項第4号の表営業用の項の規定の適用については、当

には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して同省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの

第24条 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和元年愛媛県条例第4号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正

該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
第4号の表営業用の項	40,700円	20,500円
	4,500円	2,500円

第24条 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和元年愛媛県条例第4号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成28年改正前の地方税法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正

前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車又はキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税_____の税率は、第43条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車（これらの自動車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車又はガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税_____に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又はキャンピング車であつて、平成28年改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項_____に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車又はキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第43条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車（これらの自動車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車又はガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に愛媛県県税賦課徴収条例第39条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第40条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第39条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

7 この条例の施行前にした行為並びに附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の種別割に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正)

8 愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産(収益事業の用に供するものに限る。)をその設立の日(特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。_____)から1年以内に無償で取得し、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の移転の登記がされたときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p> <p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第4条 特定非営利活動法人が所有する自動車(特定非営利活動法人が使用する自動車でこの条の規定の適用がないとしたならば愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第42条第2項の規定により自動車税_____が課されるべきものを含む。)でその行う特定非営利活動に係る事業の用に供するためのもの(収益事業の用に供するものを除く。)に対しては、自動車税_____を課税しない。</p> <p>(申告)</p> <p>第5条 この条例の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、県民税、不動産取得税又は自動車税に関する申告期限(普通徴収の方法によって徴収される自動車税_____にあつては、納期限前7日)までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産(収益事業の用に供するものに限る。)をその設立の日(特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。<u>以下同じ。</u>)から1年以内に無償で取得し、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の移転の登記がされたときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p> <p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第4条 <u>特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車をその設立の日から1年以内に無償で取得し、かつ、当該自動車について当該期間内に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条の規定による移転登録又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録(所有者又は使用者の変更によるものに限る。)</u>がされたときは、<u>当該自動車に対する自動車税の環境性能割を課税しない。</u></p> <p>2 _____ 特定非営利活動法人が所有する自動車(特定非営利活動法人が使用する自動車でこの項の規定の適用がないとしたならば愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第42条第3項の規定により自動車税の<u>種別割</u>が課されるべきものを含む。)でその行う特定非営利活動に係る事業の用に供するためのもの(収益事業の用に供するものを除く。)に対しては、<u>自動車税の種別割</u>を課税しない。</p> <p>(申告)</p> <p>第5条 この条例の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、県民税、不動産取得税又は自動車税に関する申告期限(普通徴収の方法によって徴収される自動車税の<u>種別割</u>にあつては、納期限前7日)までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p>

(愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割については、前項の規定による改正前の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条第1項の規定は、なおその効力を有する。
- 10 附則第8項の規定による改正後の愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例第4条及び第5条の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の種別割の課税免除については、なお従前の例による。

規 則

○愛媛県規則第23号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1号様式3及び6（表）中「の種別割」を削る。

第2号様式4を削り、同様式5備考1中「の種別割」を削り、同様式5を同様式4とする。

第9号様式2（表）中「の種別割」を削る。

第15号様式中「国体」を「国スポ」に改め、同様式備考2中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第1号様式3及び6の規定は、愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和8年愛媛県条例第19号。以下「改正条例」という。）による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の規定の適用がある自動車税について賦課した場合の納税通知書について適用し、改正条例による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例の規定の適用がある自動車税の種別割について賦課した場合の納税通知書については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第1号様式3及び6の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第277号

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第4条第2項の規定により、自動車税の納税地を次のように定め、令和8年4月1日から適用し、愛媛県県税賦課徴収条例の規定による自動車

税の納税地の指定（令和元年9月愛媛県告示第547号）は、令和8年3月31日限り廃止する。。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

証紙徴収の方法及び知事から得た納付情報により納付する方法によって徴収する自動車税 愛媛県中予地方局の所在地

○愛媛県告示第278号

知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務（昭和31年4月愛媛県告示第238号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第84条第1項ただし書及び証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項の規定による自動車税_____の納税証明</p> <p>(2)～(3) 省略</p>	<p>愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第84条第1項ただし書及び証明事務等に係る手数料条例（昭和31年愛媛県条例第20号）第5条の知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次の各号に掲げる証明事務とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項の規定による自動車税の種別割の納税証明</p> <p>(2)～(3) 省略</p>

